

I 農地·水·環境保全向上対策の中間評価について

〇農地・水・環境保全向上対策実施要綱第8

(第三者機関の設置)

- 1 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう国に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うため、国に第三者機関を設置する。
- 2 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう地域協議会に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検を行い、並びに活動組織の取組の評価及び指導、助言等を行うため、本対策を実施する都道府県に第三者機関を設置する。

〇農地・水・環境保全向上対策実施要領第2

(第三者機関)

要綱第8の第三者機関の構成員は、農地・水・環境の保全と質的向上に係る問題等について高い識見を有する者であって、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金(以下「共同活動支援交付金等」という。)の執行に当たって利害を有しない者とする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、共同活動支援交付金等に係る利害関係者を除くものとする。

Ⅱ 中間評価の流れについて 国での中間評価の客観性を確保するため、都道府県第三者委員会の評価結果を様式に取りまと め、国へ報告することとしている。 国(農林水産省) 県 取 検 討 ij 検討 ま 報 8月末 評価 評価 告 め 第三者委員会 6/31 都 まで 第三者委員会 道 中間評価書(案) 府 県中 1 農村地域をめぐる情勢 2 本対策導入の背景 3 本対策の実施状況 間評 4 本対策の効果の県章とその評価 価 書

皿 中間評価の評価項目について

- 1 交付金の交付状況の点検(平成21年度)
- 2 活動組織の取組の評価
- 3 都道府県独自の評価(任意)
- 4 本対策に係る課題等

1 交付金の交付状況の点検(平成21年度) その1

【市町村·活動組織数】

- ·全市町村数 64市町村(県内全市町村数)
- ・農地・水・環境保全向上対策実施市町村数〔うち営農活動支援〕 46市町村 〔8市町〕
- ・活動組織数〔うち営農活動支援〕

218組織 〔13組織〕

・1市町村当たりの活動組織数〔うち営農活動支援〕

4.7組織 〔1.6組織〕

1 交付金の交付状況の点検(平成21年度) その2

【取組面積】

- ·農振農用地面積 66,177ha(田:37,580ha 畑:28,357ha 草地:240ha)
- •交付金交付対象農用地面積 6,483.7ha(田:5,138.6ha 畑:1,345.1ha 草地:0.0ha)

〔うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積〕

(単位:ha)

<u>#</u>	水稲	麦·豆類	いも・根菜類	葉茎菜類	果菜類・果実施設トマト等的野菜	果樹·茶	・ 花き	左記以外
158.51	77	8.1		53.58		6.47	:	13.36

・1市町村当たり交付金交付対象農用地面積

141ha(田:111.7ha 畑:29.2ha 草地:0.0ha)

〔うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積〕

(単位:ha)

# 	水稲	· 麦·豆類	いも・根菜類	· · 葉茎菜類	果菜類·果実 的野菜	: ・施設トマト等 ・	· 果樹·茶	花き	· · 左記以外 ·
19.8	9.6	1	0	6.7	0	0	0.8	0	1.7

1 交付金の交付状況の点検(平成21年度) その3

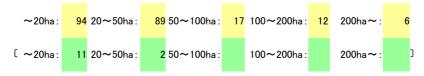
- ·協定農用地面積 9,352ha (田:6,636.4ha 畑:2,713.5ha 草地:2.1ha) 55特認要件適用面積 2,868.3ha(田:1,497.8ha 畑:1,368.4ha 草地:0.0ha)
- ・1活動組織当たりの協定農用地面積

42.9ha(田:30.4ha 畑:12.4ha 草地:0.0ha)

〔うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積〕 (単位:ha)



・面積規模別活動組織数〔うち営農活動支援〕



1 交付金の交付状況の点検(平成21年度) その4

【交付総額】

•交付総額 2.7億円 共同活動支援 2.6億円 営農活動支援

※地域協議会から活動組織へ交付された額

常農活動支援 1,370万円 うち営農基礎活動支援 230万円 うち先進的営農支援 1,140万円

・1市町村当たりの交付額〔うち営農活動支援〕 570万円 〔営農活動支援171万円〕

•使途別割合

区分	日当	購入、リース費	委託費	その他	個人への配分	次年度繰越
共同活動支援	13.3	22.4	30.4	11.7		22.2
営農活動支援(任意)	0.9	40.5		13.9	44.6	0.1
うち営農基礎活動支援	1.3	30.8		67.9		
うち先進的営農支援	0.8	42.5		2.9	53.6	0.2

〔営農基礎活動支援: 営農活動支援交付金実施要領第5の6。アーク

(単位:%)

ア	:	1	:	ウ	:	I	:	オ	:	カ	:	+	:	ク	
3	6.4	3	6.2		8.7.	1	1.5.		1.3		0:		5.9		0

[営農基礎活動支援: 営農活動支援交付金実施要領第5の6。アーク (単位:%)

先進的取組農家への配分	地域環境の保全等のための取組	交付金の交付等に係る事務経費
53	43.3	3.7

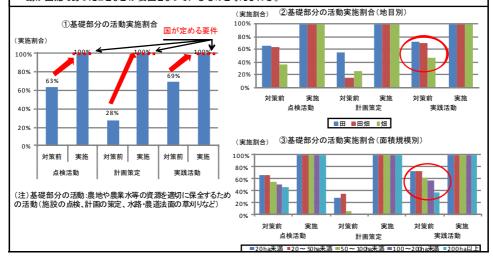
皿 中間評価の評価項目について

- 1 交付金の交付状況の点検(平成21年度)
- 2 活動組織の取組の評価
 - 3 都道府県独自の評価(任意)
 - 4 本対策に係る課題等

2 活動組織の取組の評価

(1)基礎部分

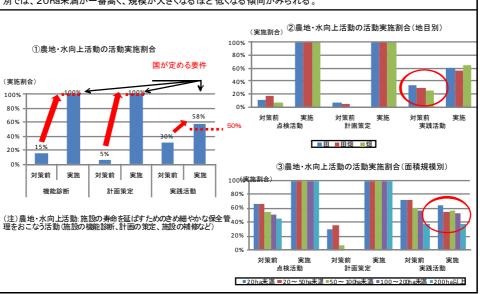
- 〇基礎部分の活動項目については、100%実施することが要件となっていることから、すべての組織において、施設の適正な管理が行われるようになった。
- ○実践活動を地目別にみると、対策前では、「田」、「田畑」、「畑」の順で高くなっている。これは、特に「田」、「田畑」については営農を行うために農業用水等の保全管理が必要なことから、本対策に取り組む以前から基礎部分の活動が行われていたためと考えられる。
- 〇面積規模別では、対策前では規模が大きくなるほど実施割合が低くなっているが、これは規模が大きくなるほど共同活動が困難であったことなどが要因となっているものと考えられる。



(2)誘導部分(農地・水向上活動)

〇誘導部分のうち、施設の補修や長寿命化を行う農地・水向上活動について、実践活動の割合は、実施が58%と国が定める要件(50%)を上回っており、多くの活動組織が積極的に活動している。

〇実践活動を地目別にみると、対策前では、基礎部分同様、「田」、「田畑」、「畑」の順で高くなっている。また、面積規模別では、20ha未満が一番高く、規模が大きくなるほど低くなる傾向がみられる。

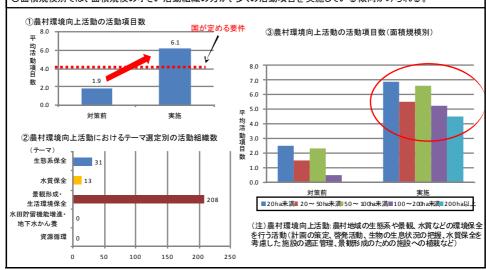


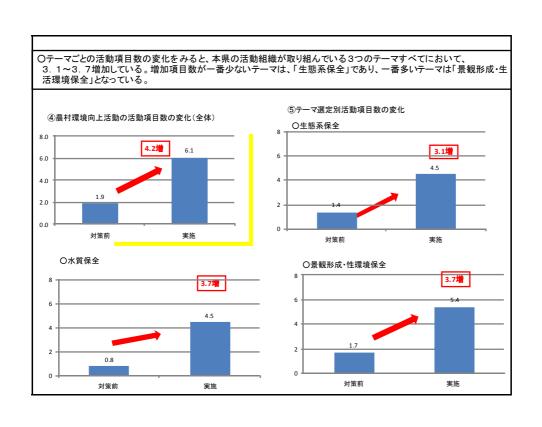
(3)誘導部分(農村環境向上活動)

〇農村環境向上活動の実践活動は、対策前の1.9項目に対し、実施が6.1項目であり、本対策の要件である4項目を 上回る活動を実施している。

〇テーマについては、「景観形成・生活環境保全」を選定した活動組織が最も多く、次いで「生態系保全」、「水質保全」の順となっており、「水田潮流機能増進」、「資源循環」を選定している活動組織はなかった。

〇面積規模別では、面積規模の小さい活動組織の方が、多くの活動項目を実施している傾向がみられる。

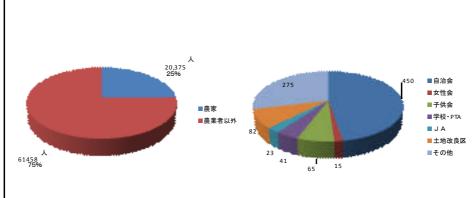




(4)多様な主体の参画

〇活動組織の構成員の数は、農業者以外が約6万人と、農業者の約2万人の3倍以上を占めている。

〇農業者以外の団体の参画割合は、自治会が最とも多く全体の約5割を占め、次いで子供会、学校・PTA、女性会の順



区分	合計	農業者	農業者以外		
人数	81,833	20,375	61,458		
構成比	100%	25%	75%		

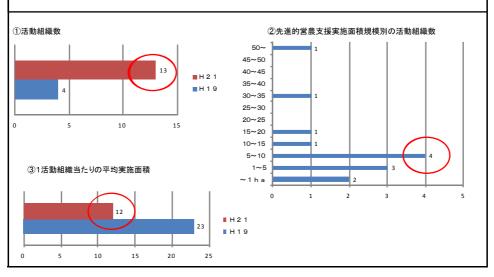
区分	合計	自治会	女性会	子供会	学校・PTA	JA	土地改良区	その他
団体数	951	450	15	65	41	23	82	275
構成比	100%	47%	2%	7%	4%	2%	18%	29%

〔営農活動支援〕

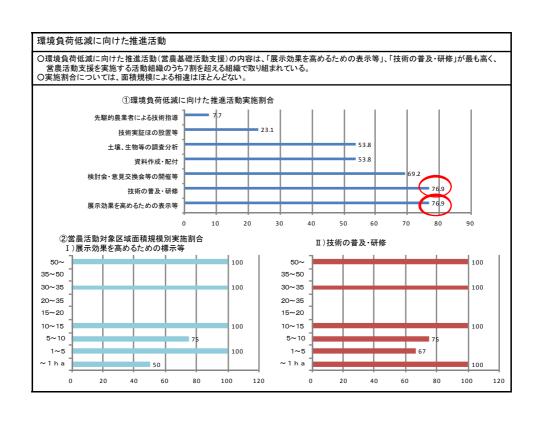
先進的営農に係る取組状況

(1)活動組織数及び規模

- 〇 平成21年度における営農活動支援の実施活動組織数は13組織で、取組の初年度である19年度の4組織と比べると約3倍に増加して
- いる。 〇 規模別にみると、5~10haクラスが最も多く、10ha未満の組織が7割を占めている。 〇 1組織当たりの平均実施面積は約12. 2haで、19年度の23haと比べると10haほど減少しているが、これは19年度以降に取り組んだ 組織の実施面積が5halまどの規模であったためである。

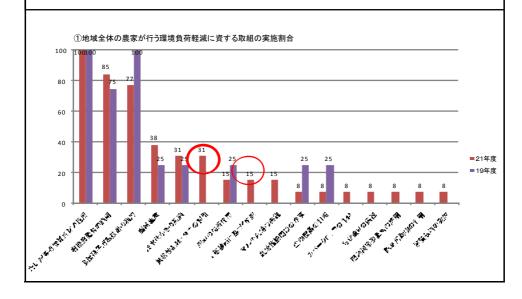


(2)作物区分別の取組面積 ○ 先進的営農実施面積は県内で159haであり、19年度(92ha)と比較すると1.7倍に増加している。 作物区分別では、約5割が水稲、4割が葉茎菜類となっている。 ①作物区分別の先進的営農実施面積 果菜類 果実的野菜 麦•豆類 いも・根菜類 葉茎菜類 施設トマト等 果樹·茶 左記以外 合計 花き 158.5 13.36 48.6 33. 4.1 100. 5. 8.4 ②作物区分別の先進的営農実施面積割合 ■水稲 ■麦•豆類 ■いも・根菜類 ■葉茎菜類 ■果菜類 果実的野菜 ■施設トマト等



地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

○ 地域全体が行う環境負荷低減に資する取組は、土作りを行うための「たい肥等有機質資材の施用」をすべての組織で取り組んでおり、次いで「有機質肥料の施用」(85%)、「温湯種子消毒技術の利用」(77%)、「機械除草」(38%)の順となっている。
○ 19年度と比べると、果樹の取組が始まったことにより「抵抗性品種・台木の利用」(19年度0%→21年度31%)の伸びが大きく、次いで「土壌診断に基づく施肥」(15%)、「マルチ栽培の実施」(15%)の順となっている。



Ⅲ 中間年評価の評価項目について

- 1 交付金の交付状況の点検(平成21年度)
- 2 活動組織の取組の評価
- 3 都道府県独自の評価(任意)
- 4 本対策に係る課題等

3 都道府県独自の評価

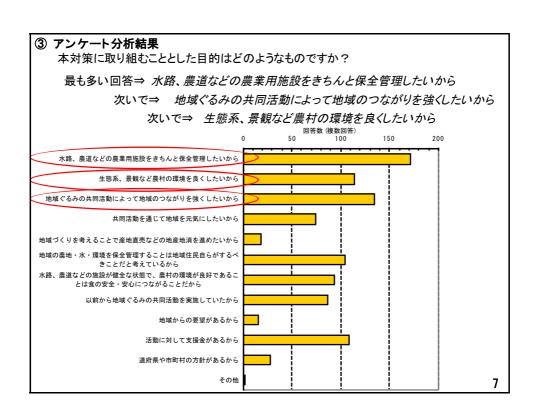
① 農地・水・環境保全向上対策の活動状況や成果等を把握するため、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる活動組織の代表者等に、活動に取り組んだ経緯、地域活動の状況、営農活動の状況などをお聞きするアンケート調査を実施。

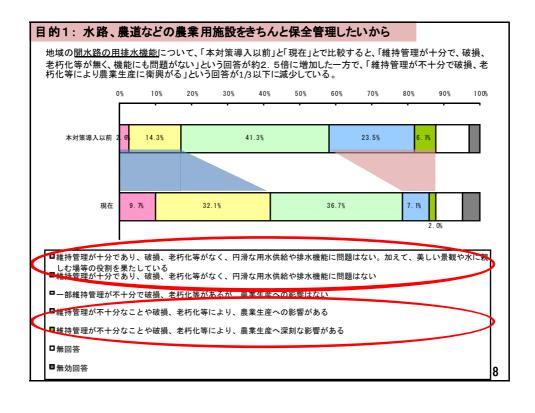
② 対象: 平成19年度、平成20年度採択の県内の全活動組織 207組織(回収数は196組織) 回収率: 約95%

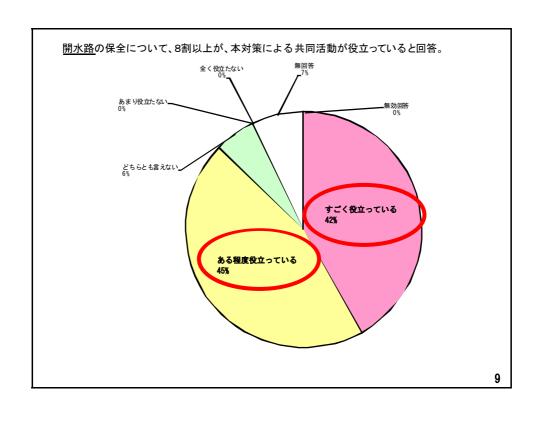
③ 実施時期: 平成21年12月~22年1月

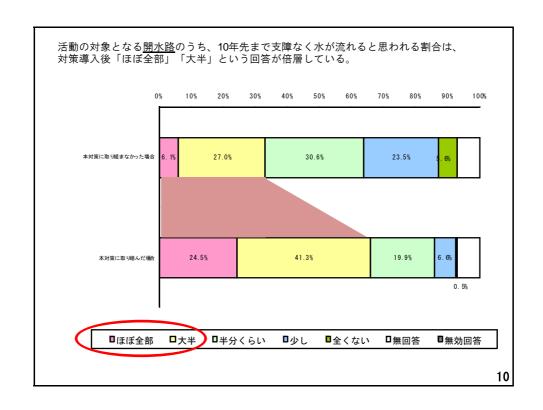
《成果の分析方法》

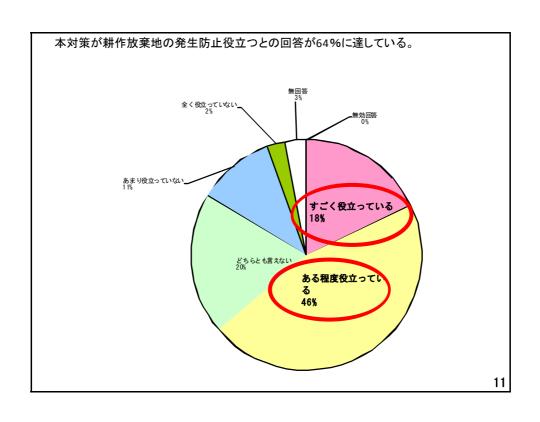
本対策に取り組んだ目的が、各問いから、どの程度達成さているかを収集し、成果を分析。











的1:水路、農道などの農業用施設をきちんと保全管理したいから

成 果

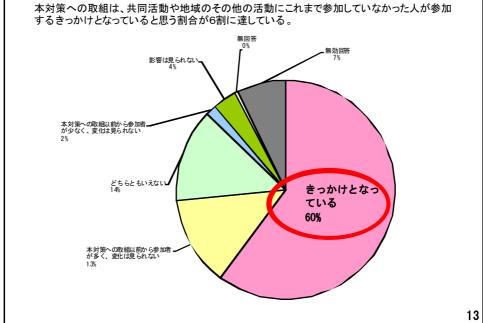
本対策の導入により、

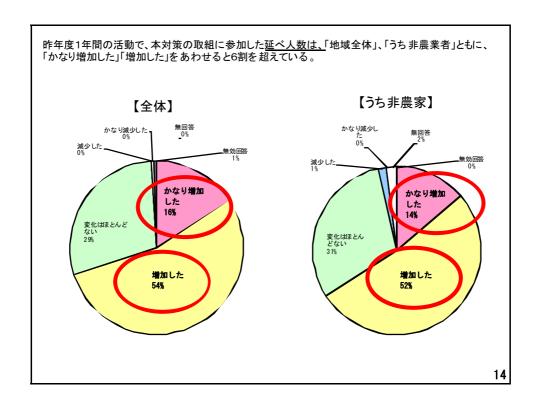
利用上支障のあった水路や農道が減少した。

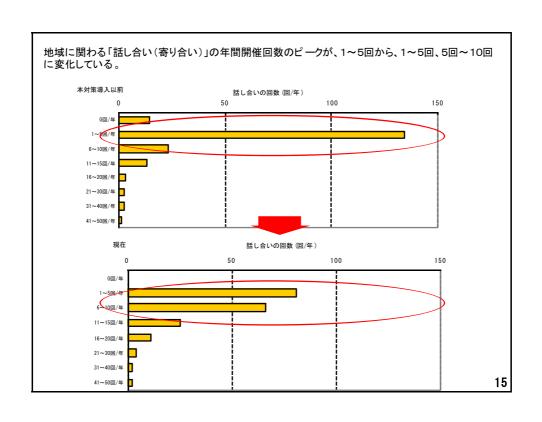
本対策は施設の長寿命化に寄与している。

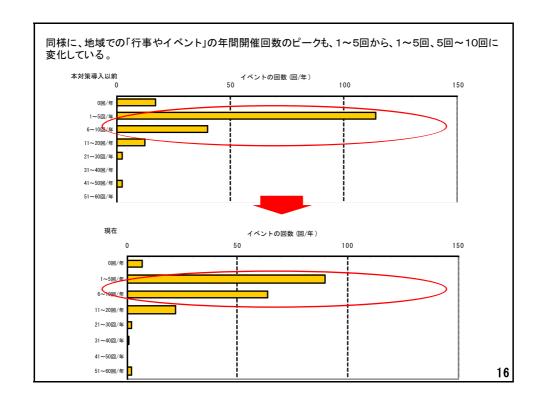
12

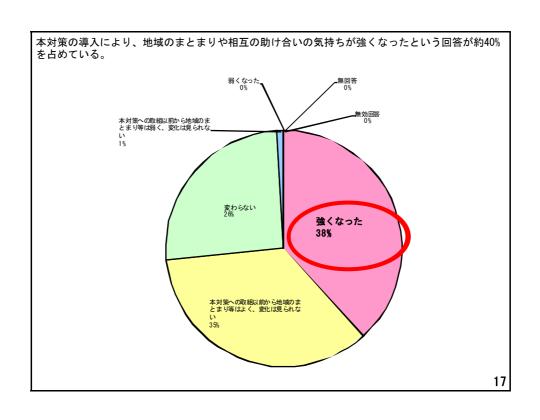
目的2:地域ぐるみの共同活動によって地域のつながりを強くしたいから するきっかけとなっていると思う割合が6割に達している。









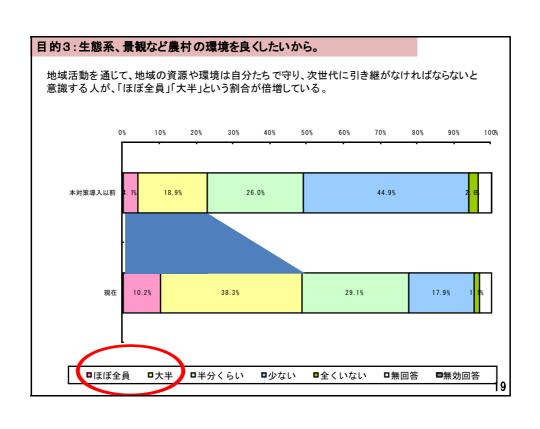


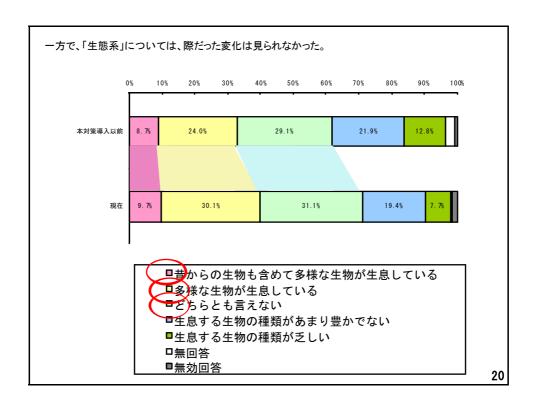
目 的2:地域ぐるみの共同活動によって地域のつながりを強くしたいから。

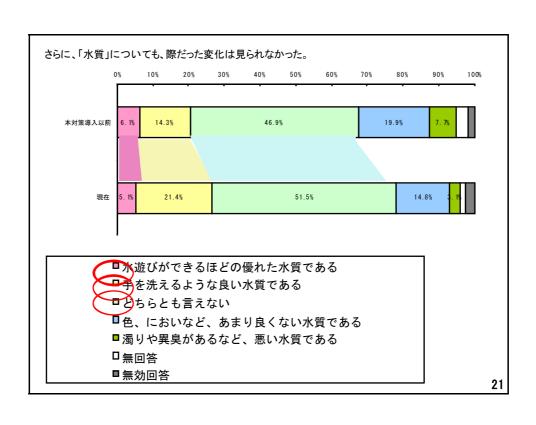
成果

本対策の導入により、

地域のつながりが強化された。







目 的2:生態系、景観など農村の環境を良くしたいから

成 果

本対策の導入により、

地域の資源や環境は自分たちで守りたいと いう意識は醸成された。

生態系や水質については、もともと良好な環境であったことや、対策の実施による効果の発現に時間を要する事象でもあり、特に大きな変化は見られなかった。

継続的な取組が必要

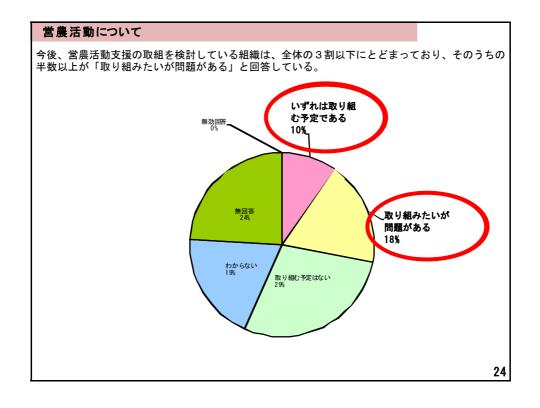
22

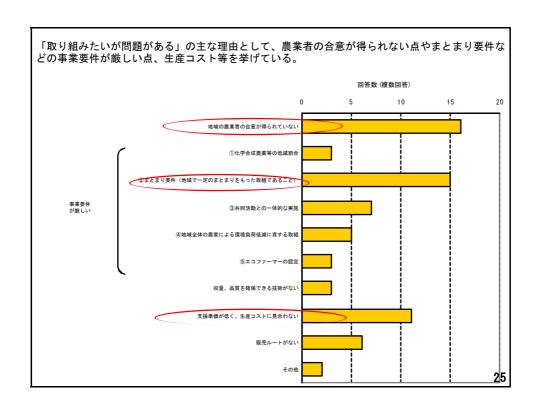
活動の問題点

共同活動支援に取り組む上での問題点として、65%が報告書や書類作成等の 事務手続きの煩雑さを挙げている。

次いで、56%が事務処理に関連した内容も含めて、<u>役員への負担の集中</u>を挙 げている。

助成期間終了後の活動の維持に対する懸念





Ⅲ 中間年評価の評価項目について

- 1 交付金の交付状況の点検(平成21年度)
- 2 活動組織の取組の評価
- 3 都道府県独自の評価(任意)
- 4 本対策に係る課題等

4 本対策に係る課題等

- 事業実施に当たっての事務手続きが煩雑であり、かつ、その事務手続きが組織 の特定の役員等に集中している。
- 各活動組織の活動の、対策終了後の継続の確保
- 対策の中身を、一律の枠組みに捕らわれずに、地域の裁量を増やし、地域に根付く ような取組に積極的に取り組めるよう見直すべき。
- 地域内外への活動のPRが不足している。広報活動にも力を入れていく必要がある。
- 学校教育との連携を強化し、将来の地域の担い手である子どもたちの参画 を増やすべき。